

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-3-6
許認可等の種類	登録簿の謄本の交付又は閲覧				
根拠法令条例等・条項	電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条				
許認可等の概要	登録電気工事業者の登録簿の謄本の交付又は閲覧				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>電気工事業の業務の適性化に関する法律 第16条 何人も、経済産業大臣又は都道府県知事に対し、その登録をした登録電気工事業者に関する登録電気工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる</p> <p>電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則 (登録簿の謄本の交付または閲覧の請求) 第10条 法第16条の規定により登録簿の謄本の交付または閲覧を請求しようとする者は、様式第14による請求書を経済産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない</p>				
基準の制定根拠	昭和45年法律第96号				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	12日 経由機関(地域振興局) 10日 処分庁 2日				
期間の制定根拠	過去の実績				